

●大佐布瀬・田治部の一部地区事業説明会(11月8日(土)、9日(日))質疑応答

No.	分類	質問	回答
1	境界根拠や境界(案)の作成方法について	この事業は市内全域が対象ですか。	市内地域を一定のまとまりで実施していくこととしており、年度ごとに順次実施していく予定です。
2		現地確認がなく決めてしまうのは、後々の紛争につながるのではありませんか。	双方からお話を聞き境界案を設定します。場合によっては、「筆界未定」も考えられます。
3		官と民で境界が揉めているところもあると思うがそこはどうするのですか。	双方からお話を聞き境界案を設定します。場合によっては、「筆界未定」も考えられます。
4		土地の面積は算出しますか。	算出します。 ※質疑応答において、算出面積を公表しない旨の回答をしましたが、公表希望の要望を受け、参考として公表することといたします。
5		所有地に対して、杭を設置しています。杭の座標を計測してもらうことはできますか。	現地測量はいたしませんが、位置をお示していただけば、座標を把握することは可能です。
6		写真など時代はどこまで遡るのですか。	航空写真などは現在国土地理院で公開されてるもの遡って使用します。
7	委任状について	市に委任した場合は個別説明会に参加しなくてもよいですか。	参加しなくても結構ですが、案内状は送付するため、都合がつけば参加していただくことは可能です。

No.	分類	質問	回答
8	委任状について	共有地の委任状は全員に確認する必要があるのか。	4名以上の共有地は課税台帳に氏名が記載されている方へのみ案内をお送りしています。3名までは個別に案内状をお送りしておりますので、それぞれで回答していただいて構いません。
9	国土調査とかわりについて	本事業の成果は法務局と関係(データ連携)しないのですか。	税金は課税台帳を基に徴収されています。本事業は森林整備を目的としており、法務局とは関係(データ連携)するものではありません。
10		本調査の結果は国土調査に活用されますか。	聞き取りした内容など、本事業の成果は国土調査担当課に情報提供するため、今後の国土調査活用される見込みです。境界案には座標を付与しているため、現地での再現は可能です。
11		国土調査とは別に、なぜこの事業が必要なのですか。	本事業は森林管理を目的に行うものであり、国土調査とは事業の趣旨が異なることをご理解ください。
12		所有者の高齢化や亡なっている所有者もいます。現地に足を運べない人も多いです。こうした中で、国土調査はいつになるのでしょうか。(山林の境界に関する)情報が途切れてしまうことについて、市はどのように考えているのですか。	国土調査は宅地を中心に順次行っていますが、現在の進捗では約100年かかると考えられています。このため、山林は現在の所有者や山に詳しい方からお話を伺って、情報を記録することが重要と考えます。
13	その他	固定資産税の徴収額の根拠を教えてください。	登記簿面積です

No.	分類	質問	回答
14	ご意見	山崩れや風倒木などで地形は変わります。最先端の技術と言われても現地確認なしでは信用できません。	